規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年七月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一七―一三四

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十の表科学技術政策研究所の項中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年七月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一二

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ラを次のように改める。

ラ　科学技術・学術政策研究所

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○外務省訓令第十号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

「

在スラバヤ日本国総領事	東ジャワ州、東カリマンタン州、南カリマンタン州

」を、

「

在スラバヤ日本国総領事	東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、中部スラウェシ州、東南スラウェシ州、南スラウェシ州、西スラウェシ州、マルク州、北マルク州、パプア州、西パプア州

」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第六号

平成二十六年歌会始お題「静」の詠進歌の選者は、次の者に定められた。

岡井　隆
篠　弘
三枝　昂之
永田　和宏
内藤　明

平成二十五年七月一日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省告示第二百八十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十五年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十五年七月一日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

在ブータン日本国大使、在モルディブ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ日本国大使、在バハマ日本国大使、在バルバドス日本国大使、在ベリーズ日本国大使、在アルバニア日本国大使、在アルメニア日本国大使、在アンドラ日本国大使、在キプロス日本国大使、在コソボ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モルドバ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在キリバス日本国大使、在クック日本国大使、在サモア日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在バヌアツ日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イエメン日本国大使、在イラク日本国大使、在シリア日本国大使、在エリトリア日本国大使、在カーボヴェルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在スワジランド日本国大使、在セーシェル日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ナミビア日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在マリ日本国大使、在南スーダン日本国大使、在モーリシャス日本国大使、在リベリア日本国大使、在レソト日本国大使、在カラチ日本国総領事、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使及び欧州連合日本政府代表部大使

○総務省告示第二百八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号イ及びロの規定に基づき、平成二十五年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を次のように定める。

平成二十五年七月一日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号イに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とし、同号ロに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、当該選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日前六日までの期間（次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の管理する投票を記載する場所にあっては、同表の期日の欄に掲げる日までの期間）の各日とする。

○国家公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

第二号の表県道仙台南インター線の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。